

発行：東京都豊島区  
編集：企画部広報課  
豊島区東池袋1-18-1  
〒170 ☎981-1111

# 豊島区財政のあらまし

財政状況の公表は、「地方自治法」と「東京都豊島区財政状況の公表に関する条例」に基づいて、毎年2回（6月と12月）行うものです。  
区では、区民の皆さんに納めていただく特別区税のほか、特別区交付金や国・都支出金、特別区債等の財源を使って、区民福祉の向上のため、いろいろな事業を行っています。  
今回は、55年度予算の執行状況（56年3月31日現在）と、56年度予算の概要を中心にお知らせします。

## 昭和55年度予算の執行状況 （昭和56年3月31日現在）

### 収入・支出のあらまし

#### 歳入

55年度一般会計の歳入は、3月末現在、約三百六十五億円で、予算額に対し、88・1パーセントの収入率です。（出納閉鎖の5月末までには、さらに歳入は増えます。54年度では、3月末90・2パーセントが5月末には97・6パーセントになっていました）

歳入総額では、前年同期に比べ10パーセント（約三十二億円）の伸びです。  
特別区税は、歳入総額の約37パーセントを占め、前年同期に比べ14パーセント（約十七億円）伸びています。

特別区交付金は、都区財政調整制度に基づく歳入ですが、歳入総額の25パーセントを占め、前年同期に比べ24パーセント（約五億円）の伸びと増えています。

逆に、都支出金が14パーセント（約二億円）、特別区債が86パーセント（約八億円）減っています。

#### 歳出

歳出は、3月末現在、約三百七十一億円で、予算額に対し、89・6パーセントの執行率です。（出納閉鎖までに、歳出は増えます。54年度は、3月末87・0パーセントが5月末には92・9パーセントになっていました）

歳出総額では、前年同期に比べ15パーセント（約五十億円）の伸びと増えています。

歳出の中で特に大きいのは、民生費で、全体の41パーセントを占めています。

次に、総務費は、全体の13パーセントで、前年に比べ5パーセント（約二億円）の伸びです。総務費の中では、私立幼稚園の保護者への補助等の幼児教育振興経費が目立っています。

衛生費は10パーセント（約二億円）の伸び、土木費は3.5パーセント（約一億円）の伸びです。公債費は、全体の3.6パーセントを占め、前年同期に比べ32パーセント（約三億円）の増加となっています。

（金額は執行額です）

（金額は執行額です）

（金額は執行額です）

（金額は執行額です）

（金額は執行額です）

（金額は執行額です）

（金額は執行額です）

（金額は執行額です）

（金額は執行額です）

（金額は執行額です）



7月1日に開館する目白図書館

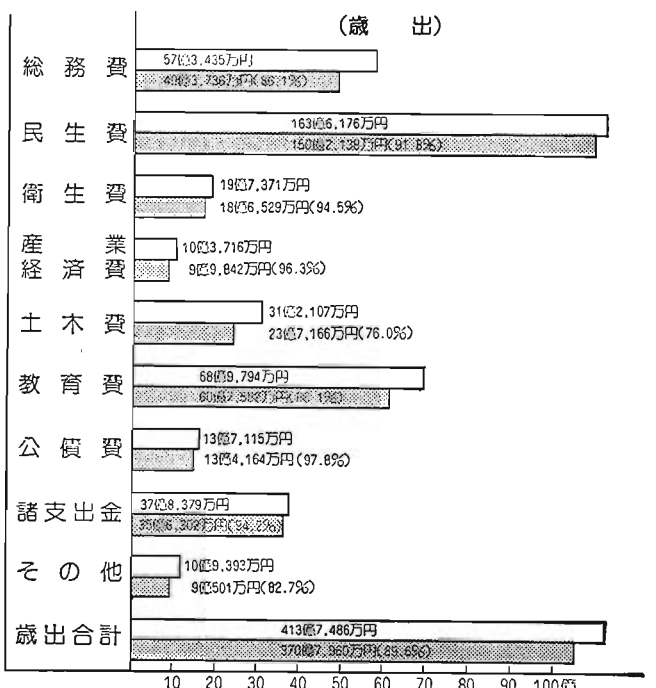
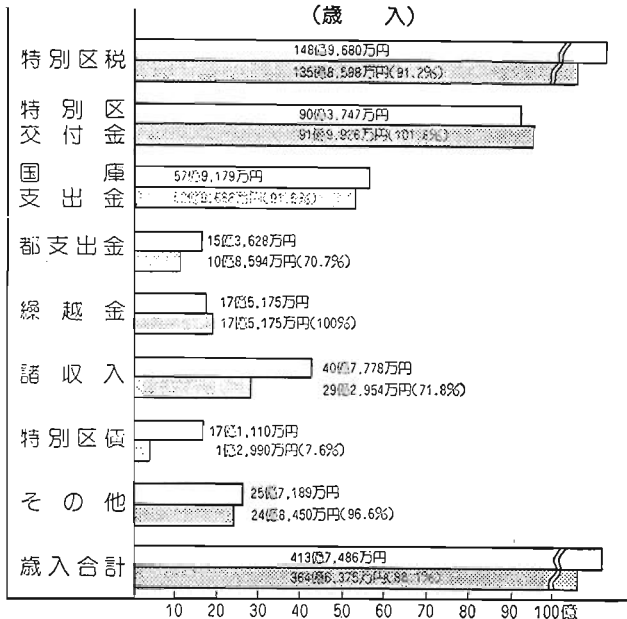
- ▽老人いこい室（2館）の建設（西巢鴨2丁目、駒込2丁目。西巢鴨2丁目の老人いこい室は56年度に繰越し）  
一億五千九百九十四万円
- ▽心身障害者福祉センター・福祉作業所の建設（55年度は設計、56年度に工事）一千六百四十一万円
- △衛生費  
▽成人病対策（消化器、循環器、子宮がん、肺がんの検診）  
七千三百三万円
- ▽休日診療  
三千四百一十一万円
- △産業経済費  
▽中小商工業融資（区内金融機関に原資を預託し、その5倍まで貸付け）  
八億一千七百四十九万円
- △環境費  
▽地域防災センター（17か所）の整備（小・中学校29校を地域防災活動の拠点として整備する計画で、55年度で完了）  
七千四百八十五万円
- ▽小型貯水槽（30基）の建設  
二千九百四十六万円
- ▽放置自転車対策（自転車置場7か所の整理、放置自転車に対する巡回指導、東長崎北口第二自転車置場 設置）  
六百七十九万円
- △土木費  
▽視覚障害者用誘導ブロック設置  
八百二十二万円
- ▽橋梁整備（江戸橋耐震工事、堀ノ内人道橋架替設計委託、西巢鴨橋階段改良工事）三千百三十三万円
- ▽公園（2か所）の造成（西池袋2丁目、池袋4丁目）  
七千二百七十七万円
- ▽児童遊園の新設、整備（東池袋5丁目、池袋4丁目）  
一千七百四十万円
- △教育費  
▽難聴・言語障害学級新設（池袋第五小学校）  
五千十万円
- ▽校外教授保護者負担軽減（林間学校、移動教室の宿泊費等）  
四千七百六十一万円
- ▽学校環境整備（区立小中学校の施設、設備の新設、修理及び維持工事）  
五億二千二百三十一万円
- ▽無年金者救済対策（特例納付する国民年金保険料の一部を貸付）  
二千九百四十九万円
- △民生費  
▽池袋授産場の管理運営（55年3月に都から移管）  
二千七百五十六万円
- ▽基本構想の策定（審議会開催、区民の意見公募、調査委託等）  
一千五百九十八万円
- ▽記録映画の製作（「わたしたちの街 豊島区」）八百八十四万円
- ▽心身障害者のための施設改善（高麗清流園のトイレ、渡り廊下）  
二千七百五十六万円

### 主な事業の執行状況

- △総務費  
▽基本構想の策定（審議会開催、区民の意見公募、調査委託等）  
一千五百九十八万円
- ▽記録映画の製作（「わたしたちの街 豊島区」）八百八十四万円
- ▽心身障害者のための施設改善（高麗清流園のトイレ、渡り廊下）  
二千七百五十六万円
- △民生費  
▽池袋授産場の管理運営（55年3月に都から移管）  
二千七百五十六万円
- ▽無年金者救済対策（特例納付する国民年金保険料の一部を貸付）  
二千九百四十九万円
- △教育費  
▽難聴・言語障害学級新設（池袋第五小学校）  
五千十万円
- ▽校外教授保護者負担軽減（林間学校、移動教室の宿泊費等）  
四千七百六十一万円
- ▽学校環境整備（区立小中学校の施設、設備の新設、修理及び維持工事）  
五億二千二百三十一万円
- △土木費  
▽橋梁整備（江戸橋耐震工事、堀ノ内人道橋架替設計委託、西巢鴨橋階段改良工事）三千百三十三万円
- ▽公園（2か所）の造成（西池袋2丁目、池袋4丁目）  
七千二百七十七万円
- ▽児童遊園の新設、整備（東池袋5丁目、池袋4丁目）  
一千七百四十万円
- △衛生費  
▽成人病対策（消化器、循環器、子宮がん、肺がんの検診）  
七千三百三万円
- ▽休日診療  
三千四百一十一万円
- △産業経済費  
▽中小商工業融資（区内金融機関に原資を預託し、その5倍まで貸付け）  
八億一千七百四十九万円
- △環境費  
▽地域防災センター（17か所）の整備（小・中学校29校を地域防災活動の拠点として整備する計画で、55年度で完了）  
七千四百八十五万円
- ▽小型貯水槽（30基）の建設  
二千九百四十六万円
- ▽放置自転車対策（自転車置場7か所の整理、放置自転車に対する巡回指導、東長崎北口第二自転車置場 設置）  
六百七十九万円
- △土木費  
▽視覚障害者用誘導ブロック設置  
八百二十二万円
- ▽橋梁整備（江戸橋耐震工事、堀ノ内人道橋架替設計委託、西巢鴨橋階段改良工事）三千百三十三万円
- ▽公園（2か所）の造成（西池袋2丁目、池袋4丁目）  
七千二百七十七万円
- ▽児童遊園の新設、整備（東池袋5丁目、池袋4丁目）  
一千七百四十万円
- △教育費  
▽難聴・言語障害学級新設（池袋第五小学校）  
五千十万円
- ▽校外教授保護者負担軽減（林間学校、移動教室の宿泊費等）  
四千七百六十一万円
- ▽学校環境整備（区立小中学校の施設、設備の新設、修理及び維持工事）  
五億二千二百三十一万円
- △民生費  
▽池袋授産場の管理運営（55年3月に都から移管）  
二千七百五十六万円
- ▽無年金者救済対策（特例納付する国民年金保険料の一部を貸付）  
二千九百四十九万円

### ○一般会計収入・支出の状況

（上段：予算額 下段：執行額（ ）内は執行率）



- ▽学校プール（5か所）の改善（池袋第三小、千早小、富士見台小、道和中、大塚中。56年度に工事の一部を繰越し）  
一億二千七十七万円
- ▽目白図書館・区民集会所の建設（池袋第三小、千早小、富士見台小、道和中、大塚中。56年度に工事の一部を繰越し）  
三億四千四百三十五万円
- ▽長崎6丁目地区児童館用地の買収  
三億九百五十万円
- ▽駒込2丁目区道拡幅（56年度に工事の一部を繰越し）  
一億九千七百七十六万円
- ▽児童遊園用地（2か所）の買収（南長崎3丁目、高田2丁目）  
三億二千三百一十一万円
- ▽英鳴小学校校地拡張（56年度に工事の一部を繰越し）  
三億九千七百九十八万円
- ▽勤労福祉会館用地の買収（西池袋2丁目）  
五億六千四百四十五万円

# 昭和56年度予算編成方針と重点施策

わが国の社会経済は、資源・エネルギーの制約、経済成長の鈍化等に加え、高齢化社会への移行等大きな転換期にあり、国および都は、財政再建を最重要課題として、厳しい内容の抑制型予算を編成しました。

本区の新年度予算編成にあっても、ますます高まる区民要望を直視しつつ、区民生活を守り、新しい地域的な連帯を高める視点から、引き続き福祉の充実と防災対策

策を重点に据え、中小企業の振興、道路公園等の整備、教育文化の振興等にも力を注ぐとともに、経常的経費を厳しく見直す一方、財源については、都区財政調整の見通しがない時点ではありましたが、これを最大限に見込んで、積極的な年間予算を編成しました。

新年度予算の中心となる一般会計は、前年度当初予算に比べ、14・3パーセント(同時補正を含む)の伸びとなっています。

主要施策の主な内容は、次のとおりです。

■福祉対策の充実  
昭和56年は、国連が提唱する国際障害者年で、これに関連した諸施策の一つとして、心身障害者福祉センター及び福祉作業所の建設を、57年3月末に完成させるため、建設費約九億六千四百万円を計上しました。このほか、老人こい室1か所、児童館2か所、保育所1か所を建設するほか、他の福祉施策もきめ細かくレベルアップをはかりました。

■防災対策の強化  
都市防災不燃化促進事業の実施に向けて、広域避難場所の一つである「雑司が谷墓地」の周辺区域を対象に、その計画調査に着手するほか、災害時の情報連絡体制や医療救護体制の充実強化等があり

■中小企業振興対策  
労働福祉会館の建設に着手するほか、商工融資制度や小口緊急融資等についても充実をはかりました。

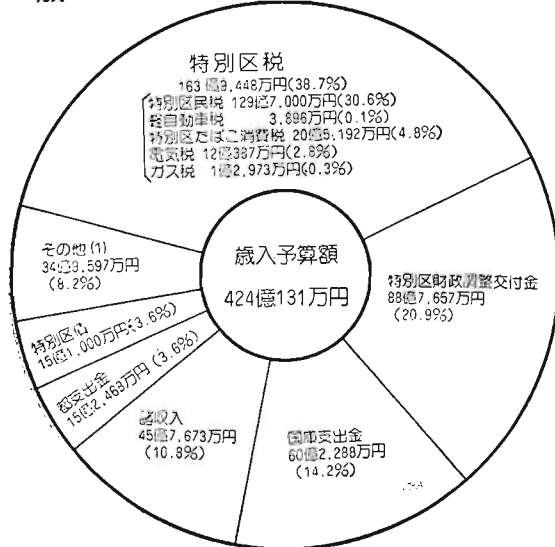
■教育文化の振興  
プールの改築、学校体育館の増改築等、小中学校の環境整備について、積極的に充実をはかるほか、

## 主な新規事業

- △福祉対策▽
  - ▽国際障害者年記念行事 三百八十三万円
  - ▽リフト付福祉ハイヤーの運行 七百二十万円
  - ▽精神薄弱者生活寮(区制度)の運営 二百六十六万円
  - ▽手話講習会中級コースの新設 八十九万円
  - ▽ボランティア養成講座 二十四万円
  - ▽電話教育相談 二百四十三万円
  - ▽民間福祉作業所交通費助成 二十万円
  - ▽心身障害者福祉のしおり発行 二百四十八万円
  - ▽点字版便利帳の発行 三十万円
  - ▽相談員活動費助成 三十一万円
  - ▽心身障害者福祉センターの建設 九億六千四百六十六万円
  - ▽福祉のまちづくり 四千三百二十五万円
  - ▽ねたきり老人介護者休養 五十二万円
  - ▽老人こい室の建設 一億七千六百四十四万円
  - ▽ことぶきの家の開設 二千七百十万円
  - ▽母子家庭慰安旅行 五十五万円
  - ▽入院助産助成 九十万円
  - ▽外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助 三百二十四万円
  - ▽保育所の建設 六億六百七十五万円
  - ▽児童館の建設 二億八千七百七十六万円
- △国際障害者年記念行事 三百八十三万円
- △リフト付福祉ハイヤーの運行 七百二十万円
- △精神薄弱者生活寮(区制度)の運営 二百六十六万円
- △手話講習会中級コースの新設 八十九万円
- △ボランティア養成講座 二十四万円
- △電話教育相談 二百四十三万円
- △民間福祉作業所交通費助成 二十万円
- △心身障害者福祉のしおり発行 二百四十八万円
- △点字版便利帳の発行 三十万円
- △相談員活動費助成 三十一万円
- △心身障害者福祉センターの建設 九億六千四百六十六万円
- △福祉のまちづくり 四千三百二十五万円
- △ねたきり老人介護者休養 五十二万円
- △老人こい室の建設 一億七千六百四十四万円
- △ことぶきの家の開設 二千七百十万円
- △母子家庭慰安旅行 五十五万円
- △入院助産助成 九十万円
- △外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助 三百二十四万円
- △保育所の開設 二千五百八十七万円
- △児童館の開設 一千五百六十四万円
- △防災対策▽
  - ▽都市防災不燃化促進 一千六百七十四万円
  - △中小企業▽
    - ▽労働福祉会館等の建設 二億二千八百七十八万円
  - △道路・公園▽
    - ▽生垣造成の助成 百九十五万円
    - ▽公園、児童遊園の新設整備 一億三千九百四十四万円
    - ▽児童遊園用地の買収 一億九千五百四十四万円
  - △教育▽
    - ▽区民運動会の開催 三百六十六万円
    - ▽学校プールの改築 一億三千三百五十一万円
    - ▽屋内運動場の改築 一億八百七十七万円
    - ▽社会教育会館の開設 二千六百十九万円
    - △図書館の開設 一億三千七百九十八万円
    - △その他▽
      - ▽近隣商店街の街づくり手法調査 三百万円
      - ▽都市計画道路の実測図作成 百十万円
      - ▽土地利用現況調査 九十四万円
      - ▽私道の実態調査 一千八百八十六万円
      - ▽区民公園のあつせん 九十一万円

## 《一般会計》—同時補正を含む— 予算の規模および目的別分類

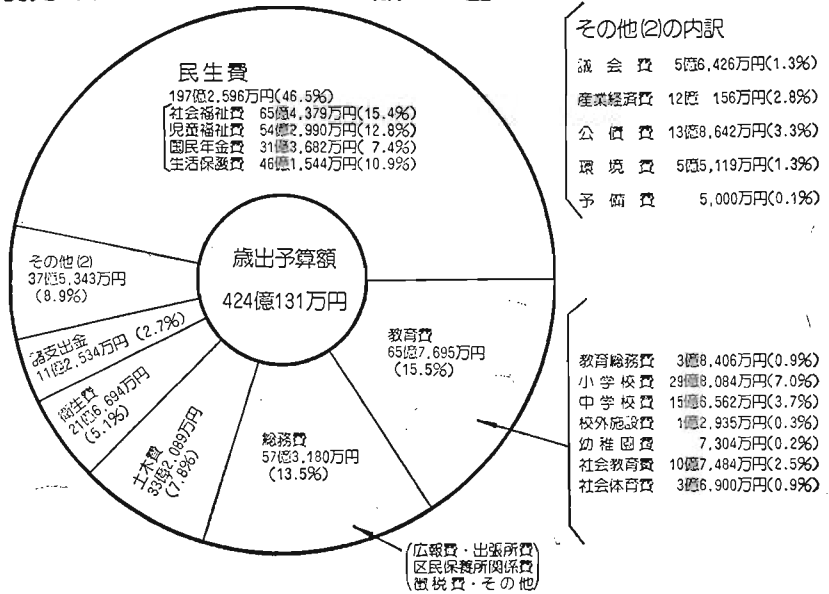
一歳入



その他(1)の内訳

地方譲与税	2億9,666万円(0.7%)
自動車取得税交付金	4億4,475万円(1.0%)
交通安全対策特別交付金	3,200万円(0.1%)
分担金及び負担金	9億6,373万円(2.3%)
使用料及び手数料	4億1,559万円(1.0%)
財産収入	8,072万円(0.2%)
寄附金	511万円(0.0%)
繰入金	12億2,000万円(2.9%)
繰越金	3,741万円(0.1%)

一歳出



### 計画事業の達成度

地域における区民相互の交流の場と機会の増大をはかることよって、区民の連帯意識を高め、望ましいコミュニティづくりを推進するため、区は、昭和47年に定めました豊島区再開発基本計画に基づきまして、計画的に施設の整備を行っております。

昭和55年度末の現況は次のとおりです。

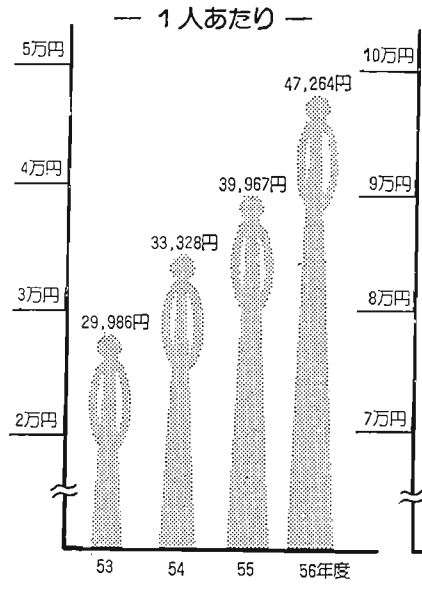
施設	目標	昭和55年度末現在	達成率
老人いこい室	15カ所	13カ所	86.7%
心身障害者施設	3 "	2 "	66.7 "
保育所	36 "	32 "	88.9 "
児童館	29 "	14 "	48.3 "
児童遊園	98 "	87 "	88.8 "
公園	120,626㎡	72,788㎡	60.3 "
区民集会室	40カ所	(17) 30カ所	75.0 "
図書館	10 "	5 "	50.0 "
社会教育会館	10 "	4 "	40.0 "
体育館	7 "	2 "	28.6 "
運動場	5 "	2 "	40.0 "

注) ① ( ) は区民集会室以外の施設で多目的に利用している施設数です。

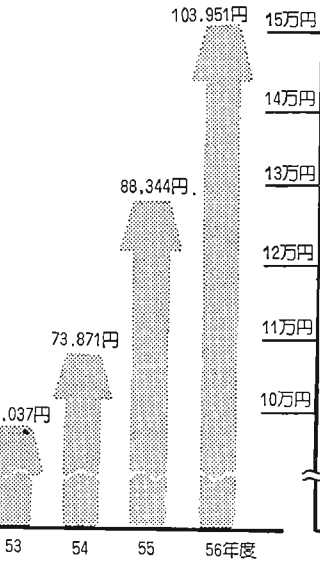
② 昭和55年度末現在には近く開設を予定しているものを含まず。

# 昭和56年度

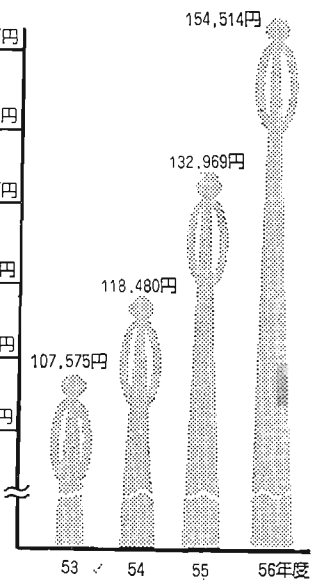
### ◆区民税の負担状況



### — 1世帯あたり —



### ◆1人あたりの予算額



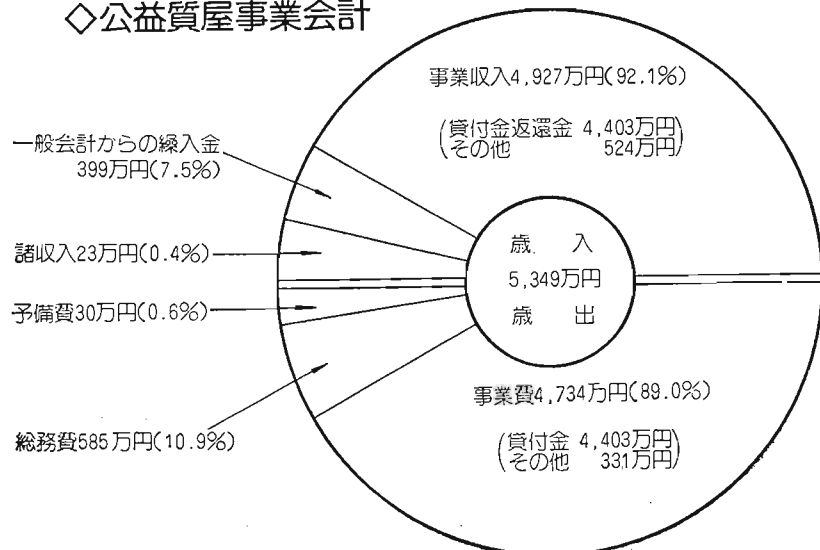
(昭和56年1月1日現在の住民基本台帳による世帯数と人口により算出)

### ◆予算1,000円の使いみち

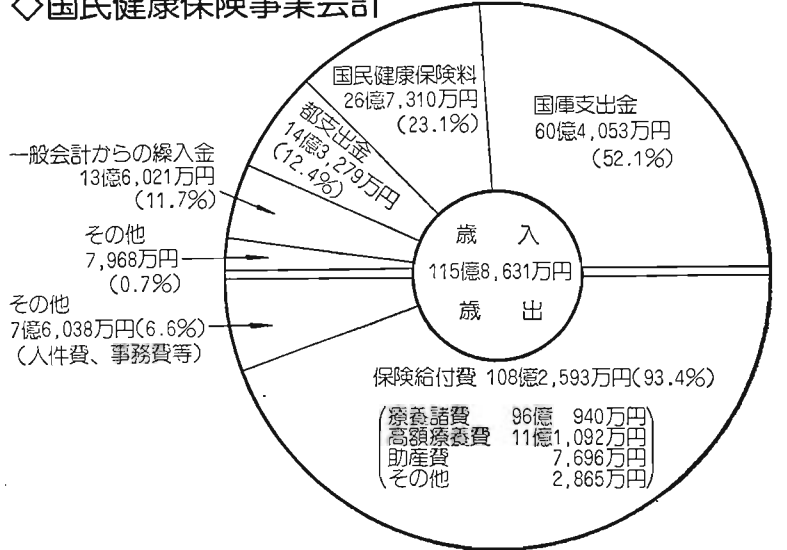
予算1,000円はどのように使われています									
幼稚園、小学校、中学校運営に (小中学校先生の給与は含まず) 121円	幼児教育振興、基本構想の策定、広報の発行、出張所の運営、庁舎の維持管理に 115円	児童館、保育園の運営に 128円	老人福祉(ことぶきの家の運営など)心身障害者福祉(千川こどもの家、さくらの家の運営など)に 154円	道路舗装改修、街路灯管理、道路監察に 56円	社会教育(図書館・青年館の運営など)、体育振興に 34円	生活保護世帯の援護に 110円	乳幼児の健診、成人病対策、結核対策、保健所の運営に 51円	特別区債の元金・利子の支払いに 33円	財政調整基金の積立に 11円
区議会の運営に 13円	公園、児童遊園維持管理、公衆便所の管理に 14円	防災対策・公害対策・街路美化に 13円	戸籍事務、住民登録事務などに 81円	違反建築取締、建築指導に 8円	区民センター・公会堂・区民保健所の運営に 11円	産業経済の振興に 28円	各種統計調査、選挙、監査事務に 5円	税を集めるのに 13円	予備費として 1円

### ○昭和56年度特別会計予算 — 同時補正を含む —

#### ◇公益質屋事業会計



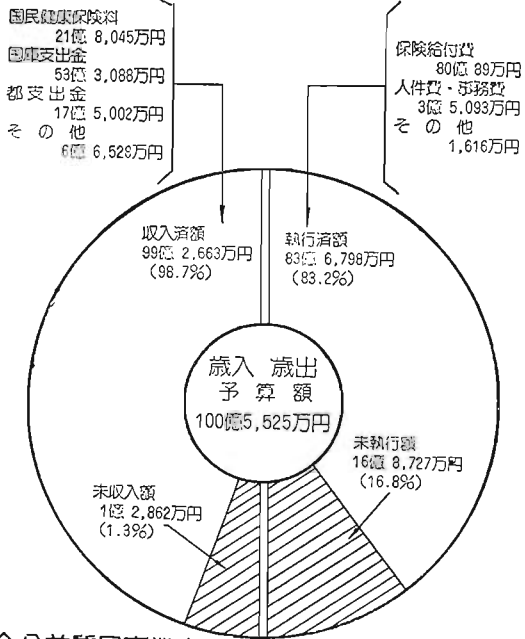
#### ◇国民健康保険事業会計



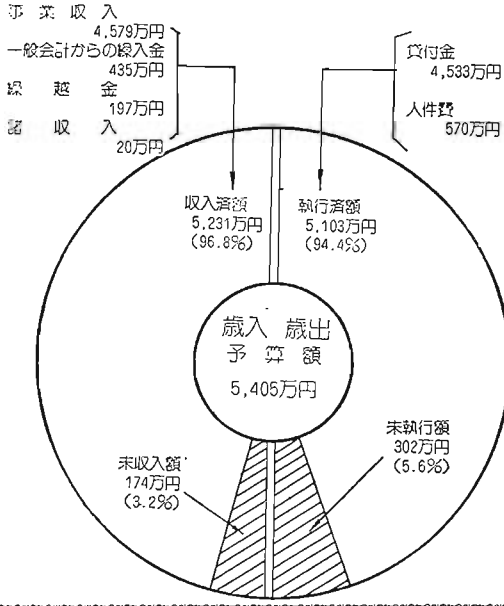
### 昭和55年度特別会計

#### 国民健康保険事業会計

(56.3.31現在)



#### 公益質屋事業会計



## 特別区債の状況

(昭和56年3月末特別区債現在高)

発行目的	件数	現在高	借入先内訳			
			政府	東京都	公庫	銀行
出張所建設	1	4,300万円	—	4,300万円	—	—
保育所・児童館・老人いこい室・心障害者施設の建設	21	26億 2,095万円	7億 3,682万円	1,300万円	—	18億 7,113万円
保健所建設	1	6,220万円	6,220万円	—	—	—
貯水槽・備蓄倉庫建設	2	4,648万円	—	4,648万円	—	—
道路舗装改良・公園建設	11	26億 125万円	—	—	1億 5,600万円	24億 4,525万円
校舎建設、社会教育施設建設・学校用地買収	21	29億 9,134万円	3億 2,589万円	—	—	26億 6,545万円
計	57	83億 6,522万円	11億 2,491万円	1億 248万円	1億 5,600万円	69億 8,183万円

### 都区財政調整制度とは

特別区(23区)の区域においては、一般の市が行うこととされている事務を、都と特別区が分担して処理するという特別な大都市制度が採られています。

このため、特別区の財政制度も一般の市町村と異なる特例的な取扱いがされており、一般市町村が課している税のうち、市町村民税(法人分)、固定資産税、特別土地保有税等は、都で課税し、特別区は課税できないことになってい

ます。

このように、他の市町村と異なる制度の下で、特別区がそれぞれ均衡のとれた一定水準の行政を行っていくために、都と特別区及び特別区相互の財源を調整していくため、都区財政調整制度が設けられています。

この制度は、地方交付税制度と非常に似た制度であり、特別区の財政上重要な役割を果しており、同時に、特別区財政制度の特殊性を示すものでもあります。

都区財政調整制度の機能の一つとして、都と特別区間の財源配分があります。特別区は、原則として市としての事務を処理することとされていますが、ゴミ処理、

消防、上・下水道などの事務は、現在、都で仕事をしています。一方、特別区は、先に申し上げたように、課税できる税目の種類も一般市町村に比べて制限されています。この制限されている税目のうち、市町村民税(法人分)、固定資産税、特別土地保有税(これを調整三税といひ、昭和56年度収入見込額約六千五百八十九億円)の財源を、市の事務を分担している都と特別区で、どのような割合で分配するかという点であり、現在はこの三つの税の56パーセントが都に、44パーセントが特別区の仕事の財源として配分されることになっています。

都区財政調整制度のもう一つの機能として、特別区相互間の財源調整があります。各特別区は、それぞれ独立した基礎的な自治体として位置づけられており、その各特別区の行政水準が均衡のとれたものであることが望まれます。しかし、現実には、財政力や行政需要に大きな差があります。そこで、前にふれました調整三税(昭和56年度収入見込額の44パーセント約二千八百九十九億円)を23特別区でどう配分するか、ということになります。この配分の方法として、地方交付税制度に準じて特別区で課税している区税、自動車取得税交付金や地方譲与税を各區ごとに一定の方式で算定した額(基準財政収入額といひます)と、それぞれの区ごとに一定の水準の仕事をするためにどれだけ経費がかかるかを算定した額(基準財政需要額といひます)を比較し、基準財政収入額の方が多ければ、その差を納付し、基準財政需要額の方が多ければ、その差を普通交付金として交付される仕組みになっております。

このように仕事に必要な財源が不足する区には、その必要な財源を保障するなどにより、23区それぞれの財政力の格差を均衡化しようとするものです。また、それは特別区の自主性をそこなわない方法が必要であり、その意味で、区税及び自動車取得税交付金の15パーセント相当額は基準財政収入額に算入しないとか、前記の10パーセント相当額は人口配分などにより、区の自主的な財源とされている。

以上が、都区財政調整制度の基本的な仕組みです。



#### 一時借入金

財政運営上、一時的に収入と支出が不均衡となり、支払資金に不足を生じることがあります。

この場合、年度内に返済することを条件に、銀行などから短期的に現金を借入れて財政運営をします。これを「一時借入金」といいます。

55年度上、下半期の一時借入金、ありませんでした。

#### 財政調整基金

年度間の財源の調整を行うことにより、財政の健全な運営を図るため、財政調整基金の積立をしています。

以上、昭和56年度予算の概要と昭和55年度予算の執行状況についてお知らせしました。

今回から、「豊島区財政のあらまし」とタイトルを改め、従来のスタイルを変えてみました。ご意見、ご感想、お気づきの

55年度3月末の財政調整基金積立額は、二十六億九千九百二万円になります。

積立額のうち七千九百二万円は基金運用収益です。

#### 区有財産の状況

区がいろいろ仕事を行うために使用する財産や、区民の皆さんの利用に供される財産は、次のとおりです。

<p>基金</p> <p>27億2,751万円</p>	<p>株券・債権等</p> <p>4億4,314万円</p>	<p>建物</p> <p>314,688㎡</p>	<p>土地</p> <p>568,066㎡</p>
-----------------------------	--------------------------------	---------------------------	---------------------------

点などございましたら、広報課(2131)へお寄せください。

また、財政状況の内容についてお知りになりたいことや疑問の点などがある方は、財務課(2263)へおたずねください。